

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	9	府省庁名 復興庁・経済産業省・農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（以下、「被災償却資産」という。）の所有者等のうち、当該被災償却資産に代わる償却資産（以下、「被災代替償却資産」という。）を一定の被災地域内において取得又は改良する者は、固定資産税の特例措置を受けることができる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>現在、被災償却資産の所有者が、平成31年3月31日までの間に、一定の被災地域内において代替償却資産を取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置を受けることができるが、今後も被災者による代替償却資産の取得が継続すると見込まれることから、本特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。</p>	
関係条文	地方税法附則第56条第12項	
減収見込額	<p>[初年度] ー（▲99） [平年度] ー（▲89）</p> <p>[改正増減収額] ー</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>地震・津波被災地域では、インフラ等の復旧が着実に進む一方、産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えないことから、復興の総仕上げに向け、被災事業者等の施設・整備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。</p> <p>また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除き全ての面的除染が完了し、同地域を除くほとんどの地域で避難指示解除がされ、本格的な復興・再生に向けスタートを切ったところであり、今後、官民合同チーム等による支援を通じ、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>①事業活動の状況</p> <p>○ 岩手県、宮城県及び福島県における事業所数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、（工業統計「事業所数」H29.6/H22.12：3県沿岸等79%。全国平均85%）非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、陸前高田市71%、気仙沼市63%、檜葉町15%等）</p> <p>○ 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県84%（H29.8）、宮城県80%（H30.3）、福島県66%（H30.3）となっており、また、中小機構仮施設設入居事業者等状況調査（H30.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関する質問に対して（回答事業者数1474者）、仮設施設の廃止前又は廃止時に本設移転と回答した事業者が343者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者は586者いるという状況にある。</p> <p>※ 福島相双復興官民合同チームによる訪問結果（H30.8）によると、訪問した4,898者事業者のうち、休業中の事業者で、将来の事業再開を希望している事業者は、430者で、避難先で事業再開した事業者で、将来帰還して事業を再開したい事業者は、372者いる。</p> <p>このような事業活動の状況下において、岩手県、宮城県及び福島県に対して行ったアンケート調査結果（H30.4）によると、被災代替償却資産の購入実績は減少傾向にあるものの、被災代替償却資産の特例の適用実績は、現状においても一定数の実績がある（平成27年：753者、平成28年：361者、平成29年186者）。</p>	

	<p>○ 岩手県、宮城県及び福島県における製造品出荷額を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(工業統計「製造品出荷額」H28/H22：3県沿岸等 89%。全国平均 104%) 非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、大槌町 73%、女川町 49%、檜葉町 20%等) また、東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (H29.6) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、45%と半数に満たない。</p> <p>②整備状況</p> <p>事業活動を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、平成 30 年以降、約 480ha の産業用地が供給予定となっている。また、復興道路・復興支援道路は、平成 30 年 3 月現在で約 6 割が供用済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は約 5 割となっている。</p> <p>このように、事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、上述の様な事業活動の状況、面整備等の状況を勘案し、早期の産業の復旧を促進する観点から本特例措置を平成 33 年 3 月 31 日まで 2 年間の延長を要望する。</p>	
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>	
	<p>ページ</p>	<p>9—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(6) 東日本大震災被災からの復興に係る施策の推進」</p>				
	政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>           延長期間 2年間（平成31年4月1日から平成33年3月31日まで）         </td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>施策の達成目標に同じ</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 2年間（平成31年4月1日から平成33年3月31日まで）	同上の期間中の達成目標	施策の達成目標に同じ	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 2年間（平成31年4月1日から平成33年3月31日まで）				
同上の期間中の達成目標	施策の達成目標に同じ					
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	H31.4.1～H32.1.1 取得件数：540件 H32.1.2～H33.1.1 取得件数：629件 H33.1.2～H33.3.31 取得件数：138件				
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本特例を延長することにより、被災地における被災代替償却資産の取得等を促進し、事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	被災代替資産の特別償却（震災特例法第11条、第18条、第26条）				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
	要望の措置の妥当性	特例措置は、被災代替償却資産を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。				

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調書」（総務省調べ）から減収額を算出  平成 24 年度 650 百万円  平成 25 年度 1,418 百万円  平成 26 年度 2,070 百万円  平成 27 年度 1,722 百万円  平成 28 年度 1,208 百万円  平成 29 年度 799 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>被災代替償却資産の保有に係る税負担を軽減する本特例措置を通じて、被災地における更なる代替償却資産の取得等を促進し、被災事業者の事業再開に資することができる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>まちづくりの進展や用地の確保、顧客等の減少や販路喪失、資金不足などの課題から、未だ本格復旧、事業の本格再開等ができていない被災事業者等が存在する。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設  平成 28 年度 適用期間を 3 年間延長（平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）</p>